2　委任都道府県知事等（前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長又は一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長をいう。以下この節において同じ。）は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

3　委任都道府県知事等は、第一項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（交付金）

第四十九条　委任都道府県知事等の統括する都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、機構に対して、当該委任都道府県知事等が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。）に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2　前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

［条を加える。］

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任の解除）

第五十条　委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を機構に通知しなければならない。

2　委任都道府県知事等は、機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせないこととしたときは、その日を公示しなければならない。

［条を加える。］

（委任都道府県知事等による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の実施等）

第五十一条　委任都道府県知事等は、機構が天災その他の事由により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合には、第四十八条第二項の規定にかかわらず、当該特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うものとする。

2　委任都道府県知事等は、前項の規定により特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の全部又は一部を行うときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により委任都道府県知事等が特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行うこととなった場合には、機構は、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を委任都道府県知事等に引き継ぐこと。

［条を加える。］